

議案第 2 号

木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定
について

木古内町介護予防及び生活支援事業条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 11 月 28 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例

木古内町介護予防及び生活支援事業条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号に次のように加える。

オ 屋根の雪下ろし等助成事業

① 事業の対象世帯

ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯のうち居住している家屋の屋根の雪下ろし及び落雪の排雪（以下「雪下ろし等」という。）が困難な世帯

② 事業の内容

居住している家屋の屋根の雪下ろし等の作業の経費の一部を助成する事業

第7条の次に次の1条を加える。

（助成の内容）

第7条の2 第4条第3号のオの事業に係る助成金の額は、居住する家屋の屋根の雪下ろし等に要した経費に3分の2を乗じて得た額とし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。ただし、その額が37,000円を超えるときは、37,000円とする。

2 前項の助成金を受けることができる回数は、毎会計年度1世帯2回を限度とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

町民プール改修工事（建築主体）請負契約の締結について

町民プール改修工事（建築主体）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

平成25年11月28日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

記

1. 工 事 名 町民プール改修工事（建築主体）
2. 工 事 場 所 上磯郡木古内町字木古内 地内
3. 請負契約金額 193,093,200円
4. 契約の相手方 茂泉・川瀬 経常建設共同企業体
5. 契約の方法 指名競争入札

議案第 4 号

町民プール改修工事（機械設備）請負契約の締結について

町民プール改修工事（機械設備）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 11 号)第 2 条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 28 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

記

1. 工 事 名 町民プール改修工事（機械設備）
2. 工 事 場 所 上磯郡木古内町字木古内 地内
3. 請負契約金額 57,024,000円
4. 契約の相手方 昭栄・岡田・イワイ 経常建設共同企業体
5. 契約の方法 指名競争入札